

「筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「第 8 期筑西市障害者福祉計画」策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「第 8 期筑西市障害者福祉計画」の策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定する。

2 業務名及び業務概要

(1) 業務名

「筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「第 8 期筑西市障害者福祉計画」策定支援業務

(2) 業務内容

次の各仕様書のとおり

■別紙 1 「筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」

■別紙 2 「第 8 期筑西市障害者福祉計画策定支援業務委託仕様書」

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額

総事業費：12,290,000 円（税込）

（内訳） ■筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画：6,800,000 円（税込）

（内訳） 高齢福祉課：3,400,000 円（税込）

介護保険課：3,400,000 円（税込）

■第 8 期筑西市障害者福祉計画：5,490,000 円（税込）

※ この金額は契約金額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたってはそれぞれの金額を超えないものとする。

※ 人件費、出張経費、印刷費、管理費等この業務に係る全ての経費を含むものとする。

3 事務局（担当課）

【住 所】

〒308-8616

茨城県筑西市丙 360 番地

【担当課】

(1) 筑西市福祉部高齢福祉課（担当者：船橋・新井・坂入）

TEL 0296-22-0526（直通） FAX 0296-25-2913

E-mail fkourei@city.chikusei.lg.jp

(2) 筑西市福祉部介護保険課（担当者：鈴木・飯岡）

TEL 0296-22-0528（直通） FAX 0296-25-2913

E-mail kaigo@city.chikusei.lg.jp

- (3) 筑西市福祉部障がい福祉課（担当者：青木・渡辺）
 TEL 0296-24-2105（直通） FAX 0296-25-2401
 E-mail fsyogai@city.chikusei.lg.jp
- (4) 筑西市健康こども部地域医療推進課（担当者：吉田）
 TEL 0296-22-0535（直通） FAX 0296-25-2913
 E-mail iryosui@city.chikusei.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とし、参加資格の基準日はプロポーザル参加申請書の申請日とする。ただし、申請後委託契約締結までの間に参加資格を喪失した者は、その時点で申請を無効とする。

- (1) 筑西市の競争入札参加資格を有していること。ただし、参加申請の時点で競争入札参加資格を有しておらず、契約優先権者となり契約の意向を示した場合は、当該参加資格申請をし、速やかに審査を受けることにより認めるものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (3) 筑西市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 筑西市暴力団排除条例（平成 24 年筑西市条令第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 過去 5 年以内に、国又は地方自治体が策定する高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び障害者福祉計画又はこれに類似した福祉計画に係る策定支援業務を履行した実績が 3 件以上あること。
- (9) 本実施要項に基づき、策定支援業務を実施できる者であり、契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

5 スケジュール

実施内容	実施期日
実施要項等の公表【市ホームページで公表】	令和 8 年 4 月 1 日（水）
質問書の受付期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）から 令和 8 年 4 月 6 日（月）まで
質問回答日【市ホームページで公表】	令和 8 年 4 月 9 日（木）
参加申請書の提出期限	令和 8 年 4 月 13 日（月）午後 5 時まで
資格確認結果通知日	令和 8 年 4 月 16 日（木）

企画提案書及びプレゼンテーション映像の提出期限	令和8年5月1日（金）午後5時まで
事務局からの質問期間	令和8年5月7日（木）から 令和8年5月12日（火）まで
質問への回答期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで
審査結果（選定）通知日	令和8年5月下旬

6 応募方法

(1) プロポーザル参加申請書等の提出

参加を希望する事業者は、次の関係書類を作成のうえ提出すること。

①提出書類

ア. プロポーザル参加申請書（様式第1号）

イ. 誓約書（様式第2号）

ウ. 会社概要（様式第3号）

エ. 担当者の経歴（様式第4号）

それぞれの計画策定の担当者を記載すること。

オ. 計画策定実績（様式第5号）

「4 参加資格（8）」が確認（証明）できるよう記載すること。

②提出期間：令和8年4月1日（水）から令和8年4月13日（月）午後5時まで
（土・日・祝日を除く）

③提出先：「3 事務局（2）（筑西市福祉部介護保険課）」まで

④提出方法：紙媒体（直接持参又は郵送）

【持参の場合】事前に連絡のうえ、提出期間の午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】提出期限までに必着とする。

⑤資格確認結果通知の送付：参加申請書を提出した事業者へ参加の可否について、令和8年4月16日（木）に参加申請書に記載された担当者メールアドレス宛に電子メールで通知する。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーション映像の提出

企画提案書は、別紙3「企画提案書作成要領」に基づき、次の各事業に関し個別に作成すること。

■「筑西市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

■「第8期筑西市障害者福祉計画」

①提出書類等

ア. 企画提案書

- ・ A4（縦横いずれも可）とし、書式については特に定めのないものとする。
- ・ 文字の大きさ、レイアウトやデザインなど見やすいものとする。
- ・ ページ数は、1つの企画提案書ごとにA4版10ページ以内とする。

- ・提出部数：各 10 部（正本 1 部・副本 9 部）
- ・正本は、事業者の所在、名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、担当者の氏名連絡先等を記載すること。
- ・副本は、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ等は一切行わないこと。判別できる場合は失格にすることがあるので十分に確認したうえで提出すること。
- ・表紙には「筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第 8 期筑西市障害者福祉計画」とそれぞれ記載すること。
- ・提出期限後の企画提案書の差替えは認めない。（本市が補正等を求める場合を除く。）

イ. 見積書

- ・見積書は個別の計画ごとに作成すること。
- ・見積書記載金額については、それぞれの事業に関し個別に業務の総額の本体価格（税抜き）、消費税（地方消費税を含む）を別々に記載するとともに、それらの合計金額についても記載すること。
- ・見積書については人件費、諸経費等の積算内訳が判別できるように記載すること。
- ・提出部数は、それぞれ計画ごとに 10 部（正本 1 部・副本 9 部）とする。
- ・正本の表紙について、あて先は「筑西市長」、業務名は「筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「第 8 期筑西市障害者福祉計画」とし、事業者の所在、名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・副本の表紙について、あて先は「筑西市長」、業務名は「筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「第 8 期筑西市障害者福祉計画」と記載するのみとし、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ等は一切行わないこと。判別できる場合は失格にすることがあるので十分に確認したうえで提出すること。

ウ. プレゼンテーション映像

- ・「筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第 8 期筑西市障害者福祉計画」の順に、30 分以内で、実際に計画作成を担当する者により説明したものに限る。（※各提案書の説明時間の配分は自由）
- ・説明者は、会社名を表示した衣類、バッジ類等の会社を特定できるような物を身に付けてはならない。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ等は一切行わないこと。判別できる場合は失格にすることがあるので十分に確認したうえで作成すること。
- ・映像は CD-R に記録したものを紙媒体と合わせて 2 部提出すること。

②提出期限：令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）

③提出先：「3 事務局（2）（筑西市福祉部介護保険課）」まで

④提出方法：紙媒体（直接持参又は郵送）

【持参の場合】事前に連絡のうえ、提出期間の午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】提出期限までに必着とする。

7 質問の方法

本実施要項の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第6号）を電子メールで事務局へ提出すること。

※質問書は質問事項1件ごとに1枚作成すること。

- (1) 提出期間：実施要項の公表日から令和8年4月6日（月）午後5時まで
- (2) 提出先：「3 事務局 (2) (筑西市福祉部介護保険課)」まで
- (3) 回答方法：提出された質問は、まとめて令和8年4月9日（木）に市ホームページに公開する。

8 企画提案書提出の辞退

プロポーザル参加申請書を提出後、企画提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式第7号）を提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向がある場合は、下記の辞退届提出期限までに提出すること。辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は原則認められないが、事情等を聞き取りしたうえで取り扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きが終了している場合は、辞退することができない。

- (1) 提出期限：令和8年5月1日（金）午後5時まで（土・日・祝日を除く。）
- (2) 提出先：「3 事務局 (2) (筑西市福祉部介護保険課)」まで
- (3) 提出方法：紙媒体（直接持参又は郵送）

【持参の場合】事前に連絡のうえ、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】提出期限までに必着とする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があったと認められる場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書（プレゼンテーション映像を含む）の内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10 企画提案書等の審査

(1) 審査基準

別紙4「事業者選定審査基準」のとおり

(2) 審査方法

- ・企画提案書及びプレゼンテーション映像により、本市の庁内関係部局で構成する選定委員会にて審査する。
- ・企画提案書及びプレゼンテーション映像の内容について疑義が生じた場合は、メール、電話等によるヒアリングを行う。

(3) 評価・採点

- ・このプロポーザルのために組織した選定委員会において、プロポーザル参加者の提案及び提出書類（プレゼンテーション映像を含む）、ヒアリング等の状況の評価、採点し、最高得点を得た者を優先交渉権者に特定する。
- ・応募事業者が1社のみであっても、選定委員会が定める基準に満たない場合は「該当なし」とし、再度公募を行う場合がある。

(4) 結果通知・公表

選定結果は、プロポーザル実施事業者全てに対し、令和8年5月下旬に通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

(5) 契約内容の調整

事業者選定審査基準に基づき選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として速やかに計画策定担当課と業務内容等の詳細について協議する。

(6) 見積書の提出

優先交渉権者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出すること。ただし、企画提案書等で提出した見積書に記載した金額を超えた見積りは無効とする。

11 契約

契約書に調印し、契約を締結する。なお、優先交渉権者との契約締結までに「9 失格事項」に規定する条件のいずれかに該当する場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たに優先交渉権者とする。

12 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また提出書類等で用いる計量単位は、特定の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 提出書類の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。ただし、筑西市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、筑西市情報公開条例に基づき関係書類の公開の可否を決定するものとする。
- (4) 提出された書類は一切返却しない。